議員提出議案第２号　　**交野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について**

１．改正目的

下水道事業への地方公営企業法の全部適用及び水道事業と下水道事業との組織統合のため、交野市水道事業の設置等に関する条例が一部改正されたことから所要の改正を行う。

２．改正内容

「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。（第１２条第２項第３号）

３．参考ＵＲＬ

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（議案参考資料）：

https://katano.gsl-service.net/doc/2025112100026/file_contents/R07-4gian91s.pdf

４．施行期日

令和８年４月１日

交野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２２号）新旧対照表

新	旧
（利用及び提供の制限） 第１２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （３）　市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 （４）　（略） ３～５　（略） （略）	（利用及び提供の制限） 第１２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （３）　市長（水道事業＿＿＿＿＿＿の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 （４）　（略） ３～５　（略） （略）